

平成29年度安全運転センター中央研修所研修費補助事業交付要領

公益社団法人宮城県バス協会

(目的)

第1条 この要領は、公益社団法人宮城県バス協会が、平成29年4月19日から平成30年2月28日までの間に実施される安全運転のための研修に、バス事業者が職員を派遣する際の研修費用の一部を補助する事業について、必要な事項を定めることを目的とする。

(趣旨)

第2条 この要領に定める研修費の補助は、バス運転の高度な理論と実技を修得させるため、バス事業者職員（宮城県内の事業所に勤務する者に限る。）の安全運転研修センターへの派遣を促進し、バスの安全運行と事故防止に寄与することをその趣旨とする。

(助成対象)

第3条 補助の対象は、宮城県内のバス事業者の職員であって、原則として事業所内における指導的運転者として安全教育にも参画するものとする。

(研修の派遣先)

第4条 研修の派遣先は、自動車安全運転センター中央研修所（茨城県ひたちなか市新光町605-16）とする。

(研修内容)

第5条 研修の内容は、「旅客自動車運転者4日課程（バス）」とする。

(助成額及び人員)

第6条 助成金の額は1名につき35,000円とする。

(助成申込等)

第7条 研修補助は、協会の予算の範囲内において実施する。

申込みの手順については下記の通りとする。

- 1 バス事業者は「安全運転センター中央研修所研修費助成申込書」（様式1）により事前（6月末日まで）に協会宛申し込みを行う。
- 2 バス事業者は、「安全運転センター中央研修所の研修」を、平成30年2月末日までに行う。
- 3 バス事業者は、研修終了後、「安全運転センター中央研修所研修費助成金交付請求書」（様式2）を3月7日まで協会に提出する。その際、請求書写し並びに領収書写し若しくは振込書写しを添付することとする。
- 4 宮城県バス協会は、助成金申請書の内容を審査し、事業者に対して助成金を交付する。

(その他)

第8条 この要領に定めるものの他、交付に関するその他の必要事項は、宮城県バス協会が別にこれを定める。

附則

この要領は、平成29年4月19日から適用する。

(様式1)

平成 年 月 日

公益社団法人宮城県バス協会長 殿

事業者名
代表者名
担当者名
TEL

印

安全運転センター中央研修所研修費助成交付申請書

安全運転センター中央研修所研修費の助成を申し込みます。

記

1. 申請人数及び申請額

(単位:人数、円)

助成申請人数	助成単価	申請額
	35,000円	円

2. 受講者名及び研修日

	受講者名	研修日
1		平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
2		平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

※4日間研修のみ

(様式2)

平成 年 月 日

公益社団法人宮城県バス協会長 殿

事業者名
代表者名
担当者名
TEL

㊞

安全運転センター中央研修所研修費助成金交付請求書

安全運転センター中央研修所の研修が終了したので、報告致します。
なお、助成金の額及び送金先は、下記のとおりです。

記

1. 助成人数 名
2. 助成金請求額 名 × 35,000円 = 円
3. 助成金振込先
- ①金融機関名 _____ 銀行・信用金庫・その他
- ②支店名 _____ 支店
- ③預金種別 普通預金 ・ 当座預金
- ④口座番号 _____
- ⑤口座名義 _____

4. 受講者名及び研修日

	受講者名	研修日
1		平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
2		平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

※次の資料を添付してください。

請求書写し及び領収書（振込書）写し

